

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年 6月11日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤 久代
〃	〃	遠山 智恵子
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	結城 繁
〃	〃	関戸 勇

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないままである。

別姓が法的に認められない中、改姓によるキャリアの分断やアイデンティティの喪失を避けるため、旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に、結婚できないという状況も生じている。

2018年12月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は、84.4%にのぼっている。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっている。

家族のかたちの多様化が進む中、また男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えます。

よって、取手市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

茨城県取手市議会

（提出先） 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 法務大臣